

環境農林水産常任委員会会議録

平成21年 1 月15日

場 所 第4委員会室

平成21年 1月15日（木曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやざき外部調査委員会の最終報告について

出席委員（8人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（1人）

委員	蓬原 正三
----	-------

委員外議員（9人）

議員	福田 作弥
議員	中村 幸一
議員	十屋 幸平
議員	河野 安幸
議員	鳥飼 謙二
議員	武井 俊輔
議員	新見 昌安
議員	河野 哲也
議員	前屋敷 恵美

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳 憲一
--------	-------

環境森林部次長 （総括）	森山 順一
-----------------	-------

環境森林部次長 （技術担当）	寺川 仁
-------------------	------

部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
----------------	-------

環境管理課長	堤 義則
--------	------

環境対策推進課長	道久 奉三
----------	-------

施設調査対策監	大坪 篤史
---------	-------

事務局職員出席者

議事課主査	大野 誠一
-------	-------

政策調査課主査	坂下 誠一郎
---------	--------

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会の報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。

昨年は、エコクリーン問題を初め、環境森林行政にいろいろと御指導いただきましてありがとうございます。また、本日は、このように委

員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、昨日行われました第4回エコクリーンプラザみやざき問題外部調査委員会におきまして、最終的な調査報告書が取りまとめられましたので、その概要を報告させていただきます。

外部調査委員会におきましては、昨年6月以降、浸出水調整池が機能不全に至った原因や責任の所在、さらには、施設の機能回復に関する工法の検討などにつきまして、専門的かつ客観的な観点から調査検討を行っていただいたところであります。その上で、昨日の外部調査委員会におきまして調査結果がまとめられ、報告書並びにその概要版、そして委員長コメントをあわせて発表されました。

県といたしましては、この報告書の内容を十分に踏まえまして、エコクリーンプラザみやざきが真に安全・安心な施設へと再生されますよう、公社や関係市町村等とともに最大限努力してまいりたいと考えております。

報告の内容につきましては、施設調査対策監から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○大坪施設調査対策監 それでは、本日の委員会資料に基づきまして概要を説明させていただきます。お手元に、昨日発表されました調査報告書の概要版を委員会資料としておつけしております。さらに、外部調査委員会の委員長コメントを最後の5ページにおつけしておりますので、委員会資料に沿って内容を説明させていただきます。

まず、1ページですけれども、調査報告書の第I章としまして、エコクリーンプラザみやざきに関する概要についてまとめております。

まず1番目ですが、財団法人宮崎県環境整備

公社の概要ですけれども、公社は、平成7年に設立されまして、産業廃棄物や市町村から処理を受託した一般廃棄物の処理、その他廃棄物に関する各種事業を行うことによりまして、本県のすぐれた自然環境や県民の生活環境の保全等を図ることがその設立目的とされております。そのことを踏まえまして、③の事業を行うとともに、④に掲げるような施設が整備されております。

次に、中ほどの2の建設の経緯ですけれども、エコプラザに関しましては、公共関与による産業廃棄物処分場の設置を求める県内市町村や産業界からの要望を受けまして、平成5年1月に、県が中心となりまして、宮崎県産業廃棄物処理施設検討委員会が設置されたことが発端となっております。この委員会は、県内の行政機関や経済団体、学識経験者で構成されまして、商工会議所連合会の会頭が会長を務められておりますが、この委員会における提言を受けまして、県央地域に整備をする方針が決定され、平成7年3月に宮崎県環境整備公社が設立されております。

候補地の選定は、県に一任されましたことから、県では、平成8年の5月に4つの地区の中から現在地を候補地として選定をしまして、立地可能性調査を経て適地と判断をいたしております。

その後、焼却施設に関しますダイオキシン対策が大きな社会問題となる中で、国のほうが各都道府県に対しまして、ごみ処理の広域化計画を策定するよう求めたことから、平成11年3月になります。本県のごみ処理広域化計画を策定しまして、6月には、エコプラザを県内の産業廃棄物だけでなく、県央地区14市町村の一般廃棄物をあわせて処理することに方針転換され

ております。

その後、厚生労働省の指定や、環境影響調査、地元との協定締結等を経まして、平成14年2月に、廃棄物処理法に基づく設置許可権者である宮崎市から管理型最終処分場の設置が許可をされまして、公社では5月から造成工事に着手しております。

その後、段階的に工事が進みまして、平成17年6月にはエコプラザの試験運転が開始をされ、関係市町村からのごみ搬入が始まるとともに、宮崎市が産業廃棄物処分業等の許可を行いまして、17年11月に全面的な供用が開始されております。

それから、②の事業用地につきましては、この用地はもともと宮崎市の所有地でありましたことから、公社では宮崎市と売買契約を行いまして、平成13年と15年に合わせて50ヘクタール弱の山林を有償で取得しております。費用はそこに書いてございませませんが、約5億5,000万円、平米当たり約1,100円で取得しております。ただ、所有権につきましては、土地購入費の負担割合に応じまして、県央地区の14市町村と公社とに分けて登記がなされております。

それから、3番目ですが、エコプラザの施設の問題点ですけれども、①から⑤まで5点ほど整理をいたしております。内容は既に御存じのことですので、省略をしますが、今回、外部調査委員会では①と②を中心に調査検証を行ったところであります。

それから、下のほうに、4、浸出水調整池に関連する設計委託、工事等について整理をしております。まず、①の関連する主な設計等委託業務ですが、これはいずれも日本技術開発株式会社、以降、略して日技といたしますけれども、ここが受託をしております。次に、②の関連す

る主な工事等ですけれども、まず、管理型最終処分場建設工事におきましては、三井住友建設を中心とする共同企業体、以降、略して三井住友JVといたしますけれども、ここが浸出水調整池の盛り土工事を実施しております。また、本体となります浸出水調整池の建設工事のほうですが、1工区を松本組を中心とする共同企業体、以降、松本JVといたします。それから、2工区を西條組を中心とする共同企業体、以降、西條JVといたします。ここが浸出水調整池の本体工事を実施いたしております。さらに、③の施工監理業務委託ですが、これにつきましては、先ほどの日技が受託して実施をいたしております。

以上が、第I章のエコクリーンプラザみやぎに関する概要であります。

次に、2ページをお開きください。2ページと3ページが第II章ということになります。事実関係の究明と問題点の指摘等ということで整理をいたしております。

まず、2ページのほうでは、それぞれの段階ごとに、すなわち設計段階、施工段階、公社の意思形成過程、さらに法律に基づく使用前検査に分けまして、それぞれの問題点を指摘いたしております。2ページに関しましては、その資料に沿って内容を読ませさせていただきます。

まず、第1、設計段階における検証ですが、1、基本計画における浸出水調整池設置箇所選定の検証。①、基本計画策定業務（平成12年3月）において、オープン型の池（容量5万立米）として現在の位置に決定されている。ただし、決定に至るまでの具体的な経緯を示した資料等が成果品の報告書等で確認できなかった。

2点目、浸出水調整池の採用工法の検証ですが、①、基本設計等業務委託（平成12年9月）において、プレキャストブロック製品の一般図・

参考配置図が示され、管理型最終処分場実施設計業務委託（平成13年7月）では、プレキャスト構造による詳細設計が実施されているが、プレキャスト構造を採用した経緯が成果品の報告書で確認できなかった。設計における工法選定は重要な事項であり、その決定根拠は報告書に記載されるべきである。

②ですが、公社及び日技とも、宮崎層群（泥岩）のスレーキングの可能性を認識しており、設計・施工に配慮すべきであった。

③、管理型最終処分場実施設計業務委託（平成13年7月）で、浸出水調整池の基礎及び基礎工の検討を行い、直接基礎補強案に決定されている。基礎工の検討においては、スレーキングなどによって劣化する可能性があるにもかかわらず、単純な弾性計算で変形量を算出し、その際用いた変形係数の値も問題がある。また、漏水が一切許されない浸出水調整池の安定性の検討で、日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」を用いたこと、さらには、その検討結果にも問題がある。

したがって、本業務における設計条件の設定、計算手法等に関しては妥当性に欠けており、これが最終的に浸出水調整池の不具合に大きく影響することになった。

さらに、公社は日技を信頼していたとの申し立てがされたが、発注者として職責を十分に果たしたとは言えない。

公社及び日技の事実申立書等によると、当初、日技は、杭基礎案、地盤改良案の2案を提示したが、公社がほかの工法検討の指示を行い、直接基礎案、直接基礎補強案が追加され、直接基礎補強案に決定されたとのことであるが、この協議経緯を記録した協議簿は公社保管の書類では確認できなかった。工法選定における協議の

経緯を示した協議録等は報告書に添付されるべきである。

④、上記の業務委託の成果は、設計条件の設定や計算手法に問題があること、また、工期内に成果品が完成していない状態で検査を実施し、合格としていることから、完成検査は適正に行われたとは言えない。

第2が施工段階における検証であります。

1点目、施工の妥当性に関する検証です。

①、工事仕様書では、盛り土施工時に盛り土と現地盤の密着を図るため、段切りを行うことになっているが、今回、三井住友JVが提出した状況写真では、段切りが実施されたか確認できず、適正な施工が行われたかどうかの判断はできない。

②、盛り土材料として宮崎層群の泥岩を使用しているが、ボーリング調査の結果では岩塊は確認されず、粘性土と砂質土の中間的な性状であったことから、施工時あるいは施工後にスレーキングを起こしている可能性がある。また、公社や西條JVの事実申立書等によると、第3水槽補強工事の深礎杭の掘削時に、スレーキングを起こしている箇所や、土のうや木の根等が確認されたとの申し立てがある。ボーリング調査では木の根等の異物は確認されていないが、局部的に存在することは否定できない。

③、工事仕様書では、盛り土に先立つ試験盛り土の結果を監督員に報告し、承諾が必要となっている。しかしながら、浸出水調整池付近の盛り土工事は、平成15年3月26日に開始され、試験盛り土が行われた6月5日までに47日間、監督員の承諾が得られた7月17日までに59日間の盛り土工事が行われている。

また、試験盛り土の結果に基づく指示により施工を実施したことを確認できる写真等が公社

に保存されておらず、三井住友JVに提出を求めたが、確認するに十分な写真は提出されなかった。

さらに、盛り土開始から試験盛り土の結果に基づく指示が出るまでの間、相当量の盛り土が実施されているが、どのような盛り土工事を実施していたか、確認できなかった。

浸出水調整池地質調査業務（平成20年10月）では、「盛り土材の不均質性が施工時の締め固めに影響を及ぼし、締まりの悪い部分が形成され、上載荷重により圧縮を引き起こしたと考える」としている。

したがって、工事仕様書及び施工計画書に基づき盛り土工事が実施されず、十分に均質で密実な盛り土がされなかったため、比較的締まりの悪い部分が沈下を起こしたと推測される。

④ですが、試験盛り土及びRI試験の実施時期に問題があること。試験状況の写真や工事の進捗状況写真が存在しないことなど、工事仕様書、施工計画書に基づいた施工管理が行われておらず、不適切である。特に、試験盛り土以前の盛り土工事の施工管理が不適切である。

⑤、平成15年11月に施工業者から出された沈下予測に対する日技の検討内容については、変形角による安全性の検証で基準値を満足しないことが判明するなど問題がある。事実聴取において、公社職員は日技を信用して任せたとのことであるが、発注者としての責任を認識し、種々の問題点を指摘すべきであった。

⑥、平成16年の浸出水調整池本体の沈下に対する対策検討で十分な原因究明も行わず、当初設計から携わってきた日技が防水工事に対応できると判断したことには問題がある。また、公社も具体的な原因究明を行おうとした状況が見受けられない。

2点目、施工監理業務に関する検証であります。

①、浸出水調整池の盛り土の施工監理に関しては、日技は、非常駐の重点監理であるとの理由で関与していないとの申し立てであるが、施工監理日誌の状況からは相当の日数実施していると判断される。

②、仕様書では、日技が主体的に監理を行うことになっており、浸出水調整池の盛り土監理に関与していないのならば、業務を適切に履行したとは言えない。

③、施工監理日誌には発注者の確認印がなく、発注者・受注者の施工監理の重要性に対する意識が薄い。

3点目、工事の検査に関する検証であります。

①、管理型最終処分場工事、これは三井住友JVが施工したのですが、良質な工事目的物を得るために行うべき中間検査を実施していないことは不適切である。完成検査において、浸出水調整池の盛り土工事は、既に検査が完了しているとの認識で、当該部分の検査は行われていない。また、公社は、浸出水調整池の地盤沈下の原因は、三井住友JVの責に帰すべき事由かどうか判断すべきであった。したがって、完成検査においては、浸出水調整池の盛り土工事も含め検査を実施し、契約図書に定められた出来形や品質等が確保されているか確認し、合否の判断をすべきであることから、完成検査は適正に実施されたとは言えない。

②、浸出水調整池工事の1工区（松本JV施工）及び2工区（西条JV施工）の分であります。浸出水調整池は、浸出水を貯留する機能が求められていることから、沈下により使用できないことは機能を満足していないと判断すべきであり、これを合格としたことは問題がある。

本来ならば、機能不全の可能性が判断された時点で、三井住友JVの盛り土工事も含め原因の究明を行い、対策を実施した上で完成検査を行うべきであり、原因の究明、責任の所在、抜本的対策を怠った公社の対応は不適切である。

それから、右側の第3ですが、公社の意思形成過程における検証であります。

1点目、設計段階における意思決定に関する検証。

①、公社に保存されている書類を調査したが、浸出水調整池の設置箇所選定及び工法選定に係る協議記録やその処理方針に関する決裁伺はなかった。また、事実聴取等でも作成したとの証言が得られなかったことから、作成されていないと判断せざるを得ない。

2点目、施工段階における意思決定に関する検証です。

①、公社に保存されている書類を調査したが、盛り土の沈下予想の検討及び浸出水調整池の沈下対策検討に係る協議記録やその処理方針に関する決裁伺はなかった。また、事実聴取等でも作成したとの証言が得られなかったことから、作成されていないと判断せざるを得ない。

②、平成17年度に実施された浸出水調整池の第3水槽の補強工事の費用は、公社が3,982万円余、三井住友JVが5,000万円、日技が8,676万円を負担して行われた。負担についての協議等の記録が残っている。公社は、補強工事の必要性については職位にかかわらず認識が一致しているが、沈下原因が明確でないことから、その場をしのごうとする対応に終始し、対外的に不利になりかねない文書を決裁を受けることなく担当者名で施行するなど、その対応は不適切である。

3点目、予算執行における意思決定過程の検

証であります。

①、浸出水調整池の補強工事に係る変更については、決裁伺書がとじ込まれておらず、いつ、だれが、どのような理由で浸出水調整池を補強しようとし、また、それを回議し、最終的にだれがその施工を許可したのか確認することができない。

②、契約書等の契約年月日が鉛筆書きされているものがあり、不適切である。

③、内規に定める手続を経ずに変更契約書や工事延長協議書に理事長の公印が押印されており、公印に関する公社の管理体制が不十分であった。

4点目、浸出水調整池の機能不全における公社の対応に関する検証であります。

①、浸出水調整池の機能不全について、常勤の副理事長や常務理事に報告があったのは平成17年5月末になってからであり、副理事長からは、早急に対策、原因や責任の所在等を究明するよう指示がなされている。

②、しかし、常勤の副理事長等は、機能不全を知った時点で速やかに理事長に報告し、指示を仰ぎ、理事会にも報告するなど、適切に対応すべきであった。

第4が、廃棄物処理法に基づく使用前検査の検証についてであります。

①、浸出水調整池の使用前検査は、宮崎市が管理型最終処分場の使用前検査として、平成17年5月に実施されたが、実際に浸出水調整池の内部に入ることなく行われ、施設設置の計画に適合しているものとして処理されている。しかしながら、宮崎市は検査の3カ月前に、公社から沈下やその対策を防水処理で行う等の情報を得ていることから、検査において水槽内部に入るなどして、現地の沈下状況や防水処理の実施

状況の確認を行うべきであった。

②、公社は、使用前検査の前日に浸出水調整池の機能が不十分であることを認識していたことから、使用前検査を延期するように市に依頼し、補修した上で、改めて使用前検査を受けるべきであった。

それから、3ページであります。以上のような検証結果を踏まえまして、責任の所在について整理がされております。

内容は2ページの部分と重複しますので、その部分の説明は省略しますが、まず、1番目、財団法人宮崎県環境整備公社につきましては、半分から下のほうですが、以上のようにというところからお読みしますが、以上のように、発注者としての職責を果たしたとは言えない状況であり、設計、施工、検査の各段階において公社が適正に対応していれば、今回の問題は未然に防げた可能性が強い。

また、平成17年に実施された第3水槽の補強工事における設計者、工事施工者との費用負担協議が担当者名で行われており、その意思形成の過程は、極めて不適切な対応である。

さらに、使用前検査の前日に浸出水調整池の機能が不十分であることを認識していたことから、使用前検査を延期するように市に依頼し、補修した上で、改めて使用前検査を受けるべきであった。

それから、2番目の日本技術開発につきましても、中ほどから下ですが、以上のことから部分からお読みいたしますが、以上のことから、今回、浸出水調整池が損傷した原因に深く関与していると判断される。

なお、日本技術開発から提出された事実申立書で、以下の反省と見解が述べられている。要約でアからオまで整理をいたしております。

ア、工事特記仕様書に沈下に対する留意点を示すなどして、設計者として意図を伝えることを怠った。

イ、スレーキングを考慮して沈下を算出するなどの判断が必要だった。

ウ、沈下分布を具体的に仮定し、それを構造物の設計に直接反映して構造計算を実施すべきであった。

エ、これだけ大きな構造物の沈下に対する照査を建築物の手法を用いることは慎重な判断が必要だった。

オ、損傷の主因は、杭基礎構造としなかったこと、さらに盛り土施工不良によるもの。

それから、3番目、三井住友JVに関してですが、一番下の段落になりますけれども、今回の調査では、地盤沈下が盛り土工事の施工不良によるものとの明確な判断をすることはできなかったが、盛り土の沈下原因が施工不良による可能性は否定できないというふうにいたしております。

4番目の廃棄物処理施設設置許可権者につきましては、先ほどの2ページのとおりの内容ですので、省略をいたします。

それでは、4ページをお開きください。第3章になりますけれども、施設の機能回復に関する工法等の検討についてであります。

まず第1、浸出水調整池の機能回復についてであります。これにつきましては、既に昨年10月に開催しました第3回の外部調査委員会で委員会としての見解を取りまとめまして既に発表したものでございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。現在、公社では、この見解に沿って2月の着工に向けた準備が進められているところでございます。

次に、第2、浸出水処理システムについてで

ありますが、左側の2-1検討の概要のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず、①、浸出水処理システムのうち、脱塩処理の能力不足の原因についてということですが、浸出水の塩化物イオン濃度が設計値より高く、脱塩処理能力が不足していることについて、その原因を検証しました。具体的には2点について検証しておりますが、ア、浸出水の塩化物イオン濃度の設計値の妥当性の検証、イ、実施設計後に生じた塩化物イオン濃度を上昇させる要因の検証。

それから、②、浸出水処理システムの対策案の検討についてですが、浸出水処理の恒久的な対策案を次の2つの観点から検討していきます。ア、浸出水を長期・安定的に処理できること、イ、経済的な処理方式であることということで、具体的には、下水道放流、山元還元、脱塩施設の増強という3つの案を上記ア、イの観点から評価しているところでございます。

その結果ですけれども、右側、委員会の見解としてまとめられております。まず、原因のほうですけれども、2点ほど整理されております。

1点目です。塩化物イオン濃度の設計値の妥当性については、日技から明確な説明がなく、確認できなかつた。しかしながら、当施設がクロードシステムを採用していることや、塩化水素ガスの排出基準を国の基準より厳しくしていること、また、設計当時の学術的な知見や先行施設において高濃度の塩化物イオンが排出されていた事例があることを総合的に判断すると、当施設の塩化物イオン濃度の設計値は低かつたと言わざるを得ないというふうに結論づけております。

さらに、2点目ですが、施設稼働後に、台風14号による大量の災害廃棄物を焼却したことは、

塩化物イオン濃度上昇の要因になったものと考えられる。また、設計後に一部のプラスチックを焼却処理に変更したことは、塩化物イオン濃度の大きな要因にはなっていないものと考えられるというふうにされております。

それから、その次の対策案についてでありますけれども、3つの案を検討しているわけですが、3案のうち、下水道放流案は、焼却施設稼働終了後に新たに浸出水処理方式を検討する必要がないこと等から、長期・安定的処理が可能であり、また、初期費用及び維持費用の合計が最も安価である。ただし、クロードシステムの変更を伴うことから、関係法規の許認可手続及び対外的な理解を得る必要があるというふうにされております。

なお、この点につきましては、若干補足説明をさせていただきたいものですから、お手数ですけれども、報告書本体の180ページをごらんいただけますでしょうか。報告書本体の180ページでございますが、そこにそれぞれ3つの案、それと現状のシステムを継続した場合の経済性の比較をいたしております。この中で、来年の6月から施設が閉鎖されるまでの期間、これはオープン時から15年間として平成32年の10月までということになります。それから、閉鎖してからも浸出水の処理は継続しますので、その後施設が最終的に廃止されるまでの15年間に関しまして、合計して維持管理費を算定しております。それをごらんをいただきたいんですが、一番左側ですけれども、現状のシステムをそのまま継続して稼働していった場合、今後トータルで10.3億円の維持管理費が必要となってまいります。第1案の下水道放流で実施した場合、下水道管を敷設しまして本管に接続するまでの当初の工事費が7.4億円、その後の上下水道の負担金等の

維持管理費が6.4億円、合計13.8億円というふうになっております。第2案の山元還元案は、当初の工事費は要らないんですけども、維持管理費が34.8億円、それから脱塩施設を増強する第3案につきましては、工事費が14.5億円、その後の維持管理費が26.1億円、合計40.6億円となっております。一番経済的なのは第1案の下水道放流案ですが、現状と比較した場合、約3.5億円が新たな差額として発生しているんですけど、ただ、現状システムのほうには、現在、夏場に下水処理場へ運搬している経費がありますが、この分が入っておりません。この分が今のところ年間約4,000万円ほど発生しておりますので、仮にそれが10年間継続すれば4億ということになるわけですから、そういった現状の状態を考慮しますと、第1案の下水道に接続した場合には、実質的な新たな負担増というものはほとんどないのではないかとこのように考えられるところでございます。

それでは、再び、概要書の4ページに戻っていただけますでしょうか。最後に、今回の調査を行う中で、公社自身が抱える問題もいろいろと明らかになりましたので、エコクリーンプラザみやざきが将来にわたって安定的にその使命を果たすことができるように、第IV章、今後の公社のあり方に関する提言として、公社の組織体制や財務等に対する諸課題を指摘しております。

まず1点目ですが、責任の所在が明確で効率的な組織体制の確立であります。

今回の調査の結果、公社において、浸出水調整池破損という重要な問題が理事会にも上げられていなかったことが判明した。公社の事務局ですが、総務部門は県の派遣職員、建設部門は宮崎市の派遣職員が主に担当し、限られた時間

の中で多岐にわたる業務がふくまされた結果、両者の意思疎通が十分図られていないなど、縦横の連携が不十分である。今後、廃棄物処理法やごみ処理の実態、県央部の市町村の一般廃棄物が全体の9割以上を占めておりますが、そういう実態を踏まえまして、運営のあり方を全面的に見直す必要がある。理事会や評議員会、事務局体制について見直し、責任が明確で効率的な運営をすべきだ。それから、理事会、評議員会については、公益法人改革の中でも形骸化の防止と活性化が求められており、この点も踏まえた制度設計や運営を行う必要があるとされております。

それから、2点目ですが、安定的な経営が可能な財務体質の強化ということでもあります。

今回のように大規模な補修が必要になった場合に備えて、財務上の措置が講じられていないことが問題。今後、安定的な経営を行うためには、財務体質の強化を図り、問題が発生した場合にしっかり対応できるよう準備しておくことが必要である。具体的には、県や市町村からの収入に、将来の改修工事等に備えた金額を上乗せすることや、産業廃棄物収入の増大を図ること、公社の管理運営費や施設の運転管理費等の節減を図ることなどを検討すべきである。さらに、会計上は、将来必要となる改修工事に備え、修繕引当金を計上することも検討すべきである。それに見合う財源の裏づけを確保することが望まれますとされております。

最後に3点目ですが、開かれた公社、信頼される公社としての再生ということでございます。

今回、浸出水調整池の破損について、事実が隠ぺいされ、対外的に公表されることなく、内々に処理しようとしたことが問題である。公社では、この点を深く反省し、抜本的な体質改善

に努める必要がある。環境調査のみならず、施設の稼働状況や公社の経営状況等を含め、定期的に情報を開示し、地元や関係市町村等に十分な周知を図ること。問題発生時の迅速な対応と危機管理上の体制づくりも強化する必要がある。補強工事に際しても、定期的に進捗状況の説明や工事現場の公開を行い、衆目の中での的確な施工を行うべきである。明確なビジョンを掲げ、日々の努力を積み重ねて信頼回復を図るべきであるというふうにされております。

以上が調査報告書の概要であります。

それから、次の5ページですが、昨日、調査報告書の内容が決定されました後に、外部調査委員会の委員長コメントというものが発表されました。5ページに添付しているとおりでございます。長くなりますので、すべては読みませんけれども、第2段落目をごらんいただけますでしょうか。

「まず、浸出水調整池破損の原因につきましては、設計から施工、検査の各段階において詳細な検討を行いました。いずれの段階におきましても、さまざまな問題点を明らかにすることができました。今回の事態は、これらが複合的に絡んだことによるものであり、いずれかの段階で適切な対応がなされていれば、このような結果には至らなかったものと考えられます。

また、責任の所在につきましては、発注者である財団法人宮崎県環境整備公社を初め、設計・施工監理を行った日本技術開発株式会社、盛り土工事を行った三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体など、それぞれについて言及したところであります。ただ、当委員会においては、関係者の任意の資料提出や陳述に基づく調査であったことから、あくまでも事実関係の解明とそれに基づく責任の所在の言及にとどめ、

お互いの責任割合や個々人の責任問題にまで踏み込むことはいたしませんでした。今後、この調査報告書をもとに、関係機関において、損害賠償や処分など、法的な解決に向けた取り組みがなされることと考えております」というふうにされております。

それから、右側4段目の後半の部分、7行目になりますが、「改めて申し上げるまでもなく、エコクリーンプラザみやざきは、衛生的な生活や良好な環境を維持するために必要不可欠な施設であり、それは、日々のごみ処理においても、さらに、自然災害や鳥インフルエンザ等の危機事象発生時においても、十分に実証されていることであります。したがって、今回の問題を契機に、公社では抜本的な組織改革に取り組み、地域住民の皆様にも信頼されるような体制づくりを急いでいただきたいと思っております。そして、エコクリーンプラザみやざきが、将来にわたって真に安定的な運営を続けていくことができるよう、関係者の努力と県民各位の理解を強く求めたいと思っております」というふうに締めくくられております。

県といたしましては、今回の報告書の内容を踏まえまして、今後、市町村と工事費の費用負担等もあります。さらには、塩処理対策をどうするかという問題、それから、公社の組織見直しをどうするかというさまざまな問題がございますけれども、公社や関係市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○宮原委員長 執行部からの説明が終了いたしました。

ここで、委員会の傍聴についてお諮りをいたします。

宮崎市の尾崎氏から、執行部に対する質疑を

傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴をされる皆様をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

報告事項について質疑はございませんか。

○長友委員 この報告の説明を今聞きまして、非常に地域住民の一人としても、憤りを禁じ得ないという感じがしております。とにかく公社にしても、あるいはまたコンサルにしても、あるいは施工業者、本当に住民の安心・安全、このところをどれほど考えてやっているのか。それもモラルから疑わざるを得ない。特にコンサルなんていうのは、これだけの指摘されるようなことを引き起こしているということは、一体そのコンサルに資格があったのかどうか、こういうことすら疑われます。まず、このコンサルが落札した経緯等についてその状況、どういふところがこれに参加して、どういふ経緯でそうなったのか、お尋ねしたいと思います。

○大坪施設調査対策監 それにつきましては、資料本文のほうをごらんいただけますでしょうか。13ページになります。13ページの中ほどに、選定3社の状況ということで、その下に説明がございますけれども、当初、産業廃棄物処理施設の地質等の調査事業を実施する際に、その当時、日本全国でいろいろと実績のあった3社が

選定をされまして、その3社からいろいろな企画提案をさせて、その内容とか費用等総合的に審査をいたしまして、その結果、日本技術株式会社を受託をしているという経緯がございます。その後、立地可能性調査を受託しまして、また、施設の基本計画ですとか、各種設計・施工監理の業務を随意契約によって受託していると、そういう経緯がございました。以上であります。

○長友委員 この表を見ましても、それぞれ資本金等も違いますし、あるいは従業員数、そしてまた、売上高とかそれぞれ差があるわけですね、廃棄物なんかに関しても。これらの比較検討というのはしつかりなされたんでしょうか。ただ入札金額だけでこれは決まってしまったのか。コンサルとしての実績、あるいはさまざまな過去に行ってきたことに対する問題点、そういうもの等というのは把握されていたんでしょうか。

○宮原委員長 ちょっと待ってください。今回、踏み込んでしまうと幾らでも時間が——時間がかかっても僕は構わないと思うんですが——先ほど説明を受けました報告に対する、全体が報告書と言えばそこまでになってしまうんですが、最初に今報告を受けた部分で質疑をいただくということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか、そういうことで。

○長友委員 それにしてもそういうところが基本になるものですから。

それから、さまざまな書類あるいは決裁の仕方等に問題が物すごくあると思うんです。この辺というのは、法的には、例えば協議書がなくちゃいけないとか、そういうものというのはどうなっているんですか。なくてもいいものなんですか。

○大坪施設調査対策監 たくさんございますの

で、一概には申し上げられませんが、当然、法的になくてはならないものもごございます。公社の中では、費用を支出する場合には、それに沿った決裁伺書等が当然になくちゃならないものもごございますし、そういうものがない部分も結構ありました。今回、徹底的に資料等も調査しましたけれども、そういうことで非常に書類の不備というものが外部調査委員会でも指摘をされたところをございます。

○長友委員 それから、宮崎市につきましても、最終的な許可を下すということになるわけですが、その検査の仕方あたりも、上辺から見て中に入っていないとかそういう状況等もありますけれども、こんなことでいいんでしょうか。だから、言えることは、公社にしても、当時の理事長はだれなのかということ、それは当然わかっているわけですが、そのあたりからして、地域住民がこれに同意をしたというのは、もともとの問題が、当時、ダイオキシン問題がありまして、小型の焼却炉というか、各市町村にあったやつが数値的に大変な問題といえますか、だから、技術的に一番高くなってきている大型の焼却炉を持ってきて、そうなってくればごみ処理広域計画ということになったわけですね。ところが、それがつくられる時点ぐらいから小型の焼却炉も性能が大分よくなってきたというけれども、計画自体としては変更できないということでこういう方向に進んでいったわけですが、であるがゆえに、そういうものを集積するということは危険性も物すごく増すわけなんです。だからこそ責任はなおすべてにあるということでしっかりしてもらわなくちゃいけなかった。そのあたりで本当に住民の安心・安全が軽視されたなという感がしてなりません。ほかの人もしらっしゃいま

すから、最後に申し上げますけれども、じゃ、それをどうやって修復していくかということで、杭基礎工法あるいは下水道への放流方式というものがやられていますけれども、経済性等も考えなくちゃいけないということではありますが、同じような過ちが繰り返されたら、即座にやめてもらわなくちゃいけないと、こういう感もするわけですね。だから、経済性だけでいいのかどうか、そういうものもひっくるめて本当にこれは慎重にやっていただきたい。こういうことを申し上げておきたいというふうに思います。

○坂口委員 今、長友委員から出ましたように、ここが問題だとかこれが適当でなかったというのはいっぱいありますね。その中で、地方自治法上問題があるとか、物すごく小さいことを考えると、委員長のコメントの中にも、責任の割合というのは云々だけれども、問題があったとして、特定の個別の名前が出ていますね。その中で、例えば三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体にも責任がありますよということで、これが今度どう展開していくかわからないんですけど、JVですよ、この中で竹盛工務店というのはもうないですね。責任を追及するときに、共同企業体は一つの法人格がありますから、そこに当然しなきゃならん。ところが、これには県は出資比率の条件をつけているんです。ABC特定JVのときは5・4・1ですよとか5・3・2ですよ。県が利益の配分はこうなさいという権限を指定しているんです。向こう側からすると、我々は、損益・利益ともに含めた出資比率を県の指示によってやりましたから、うちには全体責任はありません。法人としてはあるけれども、その中に県は介入してきていますとなりますね。次の委員会あたりではそこらに入らざるを得ないと思うんです。

だから、根拠法とか、それから、ボーリング調査をやった結果では岩塊は認められなかったというけれども、小さくは、県の約款の中とか建設業法の中で、ボーリングしたときはコアは5年間保存しなさいと。そういうコアがあるのかなのか。それと、建築の基準を採用して地盤を考えたことは問題でしたよという指摘ですけども、一方、廃棄物のこういった調整池の手引書には、これはどの基準でやりなさいとか諸元はどういうものをしなさいと縛りがあるんです。マニュアルから、手引書から、約款から、建設業法から、そういうのを次の委員会では整理していただいて、きょうは收拾がつかないと思うんです。その細部に入って次の段階に移るのはこの次にしていただいて、1つ、文言の説明をちょっとよろしいですか。

報告書の中でわからないところなんですけど、3ページの日技のところ、一番下のオの行です。「損傷の主因は、杭基礎構造としなかったこと、さらに盛り土施工不良によるもの」、この2つを満足しなきゃだめなんだという解釈なのか。修復するのは、基礎杭を補強することで完全ですよというのがあります。ですから、判断がいまいな報告書になっています。この2つを満足しなかったからこういうことになったんですよという指摘をして、一方では、基礎杭で補強しなさい。これで万全ですよということだから、これも外部委員会はもう一步踏み込むべきだったと思うんです。

○大坪施設調査対策監 そのことについてちょっと補足をさせてください。ここの部分は、実は日技のほうから主張されている部分でございます。外部調査委員会としてこんなふうに判断をしたということではございません。日技のほう、あくまで自分のところの非を認める、

そんなふうな反省と見解を事実申立書のほうで述べているものですから、それをそっくりそのまま引用しております。したがって、このアからオまでの文言は、すべて日技の見解だということでございます。外部調査委員会の見解ということではございません。したがって、損傷の原因として、杭基礎構造としなかったということは、みずからの非を半分ぐらい認めているということになりますけれども、一方では、盛り土施工工事、そっちも不良があったんだという業者側の主張だということでございます。

○坂口委員 というのが、今、外部調査委員会の報告書はどれだけ信頼に耐え得るかとか、どこまで踏み込んでいるかと。これの信頼度が興味のあるところというか注目しているところだから尋ねたんです。

それでは、4ページの2-2委員会の見解の上の丸の3行目、「しかしながら、当施設がクロードシステムを採用していることや塩化水素ガスの排出基準を国の基準より厳しくしていること」、これは3,000ppmのことだと思うんです。「また、設計当時の学術的な知見や先行施設において高濃度の塩化物イオンが排出されていた事例があることを総合的に」、こういったもろもろを判断すると、イオン濃度の3,000ppmというのは低かったんじゃないということだけど、そういった知見があったとか事例があったじゃなくて、これは大問題、大課題だったんですね。これをどうやろうとか、なぜこんなに上がるんだというのは大きい課題で、どうやってクリアしようという中だったんです。だから、低い高いの問題じゃなくて、これはもっと大きい問題だと思うんです。クロードシステムが的確だったかということ、ここでこれを分析していけば、クロードシステムは間違いなんですよ。ここ

では導入してはならない方法だった。3,000ppm
でやってもですよ。ということで、ちょっと甘
いと思うんです。証言とか証拠がないから踏み
込めなかったというけど、踏み込めなかったな
ら、その範囲を明示して、これからこれまでの
範囲がありますからということにならないと、
最終報告にならないんじゃないかという気がし
て。これは裏にいろんなものが含まれてのこ
ういう報告になったのかもわからないですが、
そこらまで踏み込んでいるんですか、外部調査
委員会は。

○大坪施設調査対策監 当時、設計したのは日
技でありますから、3,000ppmの根拠、何でそ
うしたのかということに関して説明を求めたわけ
ですけれども、明確な説明がありませんでした。
したがって、日技の算定基準そのものが非
常に不透明だったということは1点指摘できま
す。さらに、その当時3,000ppmと設定した背景
に関しては、いろんな諸状況からわかります。
例えば、全国的な事例がどうだったのか、ある
いは日技がほかの施設でも同様の委託業務を受
けていまして、そこでどんなふうな判断をやっ
ているのか、その客観的ないろんな事実関係を
外部調査委員会では調査をいたしました。そう
いうことも含めまして、今回の日技の設計3,000
ppmは低かったと断定をいたしましたところであ
りますので、今回の件について外部調査委員会と
して、私は、事務局として、できる限りの調査を
この件でもされたというふうに考えております。

○坂口委員 もう1点だけ。その下の枠の中の
今後の対応の比較ですね、下水道への放流とい
うのが一番有利だということだったんですけど、
施設というのは、大きくすればするほど、逆に
大規模地震なんかのリスクは物すごく高まると
思うんです。そこらまで検討してのものなのか。

というのが、スレーキングに触れているんです
けど、もともと宮崎層群だからあったのかもわ
からない。岩塊もなかったとか。そういったと
ころを何キロも通していくわけでしょう。そう
なったときに、下水道で接続することによって
起きる新たなリスクを想定して比較し、有利と
言っているのか、単なるコスト計算だけなのか、
そこらはどうなんですか。これがいいんですよ
というのを結論づけているから。

○大坪施設調査対策監 報告書を読めば、確か
に、第1案の下水道放流案が非常に経済的とい
うこと、さらには、稼働が終了した後、最終的
に搬出するまでの間の処理が、下水道だと一括
してできるということ、そういう点で有利では
ないかというふうな結果になっているんですが、
今回、外部調査委員会としては、第1案が一番
ですよとまで断定はいたしておりません。した
がって、実施するのは公社ということにな
るわけですから、公社のほうで再度十分そこら
辺は調査をして、地元とも協議をして、いずれ
かの案を採用するということになるかと考え
ております。下水道の放流案に関しましては、
当然、下水管ですから、一定の耐震基準があ
りますので、それに沿って設計がされております。
下水道に関する一定の耐震基準は十分に遵守し
た中で、7.4億円の建設費の算定がされている状
況でございます。

○坂口委員 断定していなくても、数値を示せ
ば、今後お金が何ぼかかるかが市町村の悩みで
す。だから、ここに行かざるを得ないと思うん
ですけど、問題はそういったリスクあたりも考
慮されているかどうかで、今のを聞くとリス
クも考慮したみたいですから。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 今後、議会の対応、委員会の対応

に関係しますのでお尋ねしたいんですが、この調査報告書の内容は、公社、設計業者、施工業者が入っている。一部許認可権があるということで宮崎市の部分も多少ありますが、県の立場はどういうふうに考えておられるんですか。今後いろんな対応をしていく必要があるんですが、県の立場はどういう立場になるんですか。

○大坪施設調査対策監 今回の外部調査委員会の調査といいますのは、浸出水調整池が破損した原因とかその責任とか、言ってみれば限定した条件の中の責任追及ということでしたので、県のほうにその具体的な責任があったというふうな指摘はなされておられません。しかしながら、今回の問題につきまして、県がリーダーシップをとって、関係市町村や公社と十分協議をしながら機能回復を目指すということは当初から申し上げているとおりでありますので、今後も、最終報告書を受けまして、いろんな諸問題についてリーダーシップをとって調整を進めていきたいというふうに考えております。

○外山委員 今ちょっとありましたが、調査委員会のほうからは、この件に関して県に対しての事情聴取は全然なかったということですか。

○大坪施設調査対策監 県に対する聴取というのはありませんでした。

○外山委員 最初公社をつくったときのスタートは県ですね。それから、許認可は市にあるということで、県も市も職員を派遣して公社が動いて今日に至っておるわけですが、こういう問題が発生した今、今後の県の立場というのを、最終的には県に責任があるんだというふうにするのか、公社があるんだから、許認可権は宮崎市だから、宮崎市が中心になって後のことは責任問題も進めていくというふうになるのか。そのところをまず整理して入っていかないと、

他人事になってしまうと思うんですよ。ですから、そこ辺の検討は県の内部では多少されておるんでしょうか。

○高柳環境森林部長 県に責任があるということですが、今おっしゃいましたように、経緯をそれぞれ踏まえまして公社というのが平成7年3月にできております。当初は、県内全域の産業廃棄物の処理ということで県に要望が出されて、それを踏まえてスタートしてきておるわけですが、先ほど説明ありましたように、11年に一般廃棄物もということで、当初の考え方がいいますか、方針が変更された形で来ております。それで、県も国の指導を受けて広域化を進めてきてこういう形になっておりますが、それぞれ一般廃棄物につきましては、その処分権限というのは市町村に責任がございます。ただ、それぞれ公社あるいは市町村という形でやっていますと、総合的に対策というのがなかなか難しいと思っておりますので、そういう意味では、県がやはりある程度リーダーシップをとって、関係市町村、公社等と協議をしながら進めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○外山委員 極論しますと、それは余計なお節介だというふうなとり方もできるんですね。報告書を読む限りでは、公社の責任なんです。県は一切入っていませんね。許認可権がある宮崎市と関係の市町村と公社の問題であって、先ほど話がありましたように、県のほうが今後検討しながらやっていかんといかんということが本当に必要なかどうかをもうちょっと整理しないと。ただ、今のは、何というんですか、心情的なものでしか聞こえないですね。法的に県にそういう権限なり責任があるのか、そういうところの整理も必要です。この報告書を見る限

りでは、議会で報告を聞いてといっても、全然関係していないんですね。道義的にはわかりますよ、最初つくったという。しかし、完全に県から離れた組織の問題を県のほうが、調査委員会も事情聴取をしていないというようなことであるならば、今後、委員会で議論していく上でも、県の立場というか、責任の所在というか、今後のあり方、そこ辺のところを少し検討をされて、その上でないと委員会での議論に入っていけないという感じがしたものですから。以上です。

○高柳環境森林部長 確かに委員おっしゃいますように、当初この問題が起きまして、当然これは公社の問題でございます。県は、できた経緯とか、職員を派遣してきたとか、あるいは一般的な公益法人の指導監督とか、そういった部分が現実と法的にはございます。ただ、こういったいろんな問題が起こった時点で、それぞれのところがなかなか進まない、そういった状況も踏まえて、知事が、県がやはりリーダーシップをとってやらないとこの問題は進まない、そういった経緯で外部調査委員会も設置して今日に至っておるわけでございます。おっしゃいますように、こういうことで外部調査委員会の一つの報告というのがきのう出されましたので、それを十分踏まえまして、今、委員おっしゃいますものを踏まえて、今後の対応について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○外山委員 県がリーダーシップをとっていかないとまくまとまっていかなんということとはわかりますが、リーダーシップをとるといふことと責任の所在をそこに求めていくということは別ですし、しかも今後相当な費用がかかってきますね。この費用の分担をどうするかということも、当然、県の立場を明確にして入ってい

ないと、中途半端で、工事はやるけれども、どこが負担するかということをはっきりしないままに見切り発車でしょう。ですから、入り口のところをもうちょっときちんと県の立場をぜひしっかりちゃんとしていただくようお願いいたします。

○高柳環境森林部長 十分踏まえて検討していきたいと思っております。

○野辺委員 複合的な要因が絡んで報告書は明確でなかったと思うんですが、委員長コメントの中で、「この最終報告書をもとに、関係機関において、損害賠償や処分など、法的な解決に向けた取り組みがなされることと考えております」ということになっていますが、公社にも責任があるということ、これはどこがやっていくということになるんですか。この解釈がちょっとわからない。

○高柳環境森林部長 処分につきましては、これは処分権者、要するにそれぞれの任命権者が処分を行うことになるというふうに考えております。それと、損害賠償につきましては、工事請負契約約款、要するに契約に基づきますものでございますので、当然、公社において業者との間で損害賠償の検討がなされるものと考えております。

○野辺委員 それぞれの、例えば公社とかいろいろ指摘があったですね。具体的にはどういう形になるんですか。補強工事のときは、17年で公社が3,900万とか、JVが5,000万とか、日技が8,600万余りという負担を既にされておるわけですね。そういうもろもろのものがあって、結局ミスがあったから認めて工事金を負担したと思うんですが、具体的には関係機関それぞれということになるわけですか。

○大坪施設調査対策監 損害賠償請求につきま

しては、少なくとも契約に基づく請求ということになりますので、あくまで公社のほうから業者に対してするというようになります。ただ、どの程度請求できるのか、そこ辺の見通し等につきましては、昨日も理事長がおっしゃっていましたけれども、弁護士等と十分相談をしながら今後対応していきたいということでございました。

それから、処分につきましては、今、部長が申しましたように、現実的にはそれぞれの任命権者のもとに戻っている職員も相当数ございますので、まずは、公社のほうで、その当時の職員のいろんな仕事の中身が服務規程に照らしてどうだったのかということのを再調査しまして、その結果に基づいて、それぞれ県なり市なりに戻っている職員につきましては、県なり市なりのそれぞれの当局と協議をして処分の検討がされるというふうに伺っております。

○松田委員 外部調査委員会の資料を拝見しまして、大変よくこれだけのことをされたなと感服、感謝をしている次第であります。ただ、中で、4ページに、今後の公社のあり方に関する提言ということで、今までのそれぞれの事績が、公社の消極性なるがゆえに、情報公開しなかった、あるいは縦横連帯がとれていなかったという文言が出ているんですが、1点、私たちが今までの説明で伺った中に、積極的に事実隠匿に関与した事例がありました。というのが、2005年の8月から10月に、オープン前の調整池の補修ということをされているわけですが、そのときに、たしか耐震のために補修をするというふうに虚偽の報告をした上で、慌ててオープン前の補修をされたということが去年の5月ぐらい報道に出たんですが、そういった部分というのがこの報告書の中には見えてきません。外部調

査委員会はそういった、拾い出せばほかにもあるのかもしれませんが、そういう公社の、苦肉の策であったのかもしれませんが、行動をどういうふうに認識しておられるのか、それがどうしてここに上がってきていないのか、この1点だけお伺いしたいと思います。

○大坪施設調査対策監 今回、外部調査委員会では、その当時の職員からの事実聴取ですとかあるいは書類上での申立書、それから、外部調査委員会独自に公社に行っているいろんな書類を調査する。そういう中で判明した事実に基づいて最終報告書として整理をしたということでございます。個々具体的な事案についてどうだったかということまでは言及しませんが、確実に判明した事実に基づきまして、どこが問題点だったのかということのを整理したというのが、この最終報告書の実態でございます。

そういう中で、2005年にされた第3水槽の補強工事につきましては、公社としての十分な意思形成過程がなされないままにされたということが非常に重要な問題点だという指摘を、外部調査委員会では第一にいたしたところでございます。当時の担当者が中心になって業者等と交渉して、その中身が、公社として最終的にどんなふうな決定をされたのか、そこ辺が十分にわからない状態です。したがって、公社の意思形成過程のあり方ですとか、その当時の担当者の仕事の仕方、そういうものに関しては大きな問題点があったというふうに指摘がされたところでございます。

○松田委員 最終報告書はこれでまとまっておりますので、委員会のほうに聞くことはないんですが、私たちが、きょう与えていただいた、提示されたこの資料を読み込みまして、またクエスチョンが出た場合、質問のあて先はど

ちらになるのでしょうか。

○大坪施設調査対策監 これはあくまで外部調査委員会としての報告書ですので、当事者は外部調査委員会ということになります。事務局は私どもですので、まずは事務局のほうにお尋ねになれば、それなりの対応はしたいと思います。

○松田委員 了解いたしました。以上です。

○長友委員 理事会の責任については何も触れられていないんですね。理事会というのはどのように機能したのか。その辺はどうなっていますか。

○大坪施設調査対策監 理事会については、概要版では整理しませんでしたけれども、本文のほうでは、どんなふうな実態だったのかということが整理されております。本文の5ページから6ページにかけてですが、恐縮ですが、開いていただけますでしょうか。

まず、5ページですが、理事会というものの位置づけ、公社の寄附行為によるとどうだという位置づけ。さらには、毎年3月と5月に定例の理事会が実施されております。そこでどういうふうな審議がされているかということ。そして、20年度には9月と11月に臨時の理事会が開かれまして、今回の問題について協議がされているということが整理をされております。

さらに、6ページになりますけれども、理事会の出席状況、非常に理事の出席状況が悪いというふうな御意見もございますので、外部調査委員会としても、実態はどうだったのかということ整理して、そこに表としてまとめております。平成12年6月から20年11月まで、数えますと22回理事会が開かれているようでございます。出席者の数を拾ってみますと、大体半分ぐらいしか本人が出席されているような実態ではないということもございますので、その点は最終

報告書の一番最後の部分でも、組織のところの問題点として指摘がされているところでございます。

○長友委員 これを見ますと、各業界団体の長も名を連ねているわけです。それぞれ廃棄物には関連してくるわけです。重要な方向性とか重要な案件等については、理事会あたりにきちんと報告されて、そこで了承を得ないことには進まんだらうと思うんです。理事会としても責任がきちんとあるということをちゃんとしないといかんのじゃないかと思うんです。

○満行委員 今後のことについてお尋ねをしたいと思っているんですけど、この報告書をきょういただきまして、140ページぐらいの中身ですので、今後、委員会としても精査をして議論していかないといけないと思うんですが、そうはいつでも、ここに瑕疵のある施設があるわけですから、これをいかに早く建て直すかというのは非常に大事だらうと思うんです。きのう、この報告書の説明を関係市町村にやっていらっしゃるのをテレビでやっていたし、きょうの新聞にも詳しく載っていましたが、どうも他人事というか、この報告に対して、責任の所在がはっきりしないの何のと、自治体のトップが一生懸命おっしゃっていましたが、何かおかしいなど。公社の構成員ですね、その方々が他人事みたいにして、この報告書がおかしい、公社がおかしいと。あれ自体が大体この公社とは一体何だったんだらうと。起こるべくして起こった事態なのかなという気がしてならないんです。公社の責任、設計、施工監理、検査、それぞれ書いてありますけれども、しかし、対県民から見ると、責任は公社ですよ。公社が委託をして設計、施工させて、その責任は当然公社にあるわけで、公社が責任を持って一日も早く正常

な状態にこの施設を戻さないといけない。しかし、実際、公社は、この処分場の管理運営をするためにできている施設です。だから、当然、財務的な内容についても全然ない。ですから、公社自体としてはやれない。その構成団体である、出資割合なのか何なのかわかりませんが、集めて、今のを早急に改修工事を行う。もう梅雨も来ます。ひょっとすると大地震が起こるかもしれない。地域の住民の皆さんにしたら物すごく不安ですね。施工が悪い、設計が悪い、何が悪いと、一生懸命公社の中であだこうだと言っていたら、全然前に進まないわけです。

部長に見解を求めたいんですけども、早急に公社としてやらなきゃいかんだけでも、公社は御存じのとおり多くの構成員で成っていますので、それぞれ意見が違う。負担割合がどうだこうだとそんなことを言っていたら全然進まないですね。ことしの梅雨時期にも当然間に合わなくなる。先ほど部長がおっしゃっていた、県がリーダーシップをとって今日までやってきた。別な団体でもないわけで、公社の一番の当事者は県だと思います。構成員の中でもありますし、出資率も一番高いし、寄附率も高い。いろんな部分を見ると、県がリーダーシップをとって今回の改修というのはやらないといけないんじゃないかと思うんです。そして、当然その求償権は担保する。しっかり負担割合を決めてもらう。ここの中であだこうだと言っても絶対決まりませんね。どこのだれから何ぼ取るというのは、裁判にしないとだめだろうと思うんです。それは納得しませんから、公平な立場でいくと裁判をするしかない。しかし、したらずで、その負担はどっちにしろしっかりとるという約束のもとに、県がしっかりこの工事はやり切ると。そのかわり、責任の割合によって

負担金を取りますよということをやらないと、住民の方からすると本当にすごいことですね。内紛で、ああでもない、こうでもない、うちは責任がとれないと言われても進まないの、私は部長に、県としてやると、そして、責任の所在を決めてその負担割合で取りますよということで進めてほしいと。この中身についての議論ももちろん必要でしょうけれども、住民からしたら、そんなことよりは、目の前にある瑕疵のある施設を早く改善してほしいということだと思うんです。そのためには、県が一日も早く主導権をとって県の責任で改修をする。負担は後から求めるということでやっていかないとはいけないと思うんですけども、部長のコメントをいただきたいと思います。

○高柳環境森林部長 この報告書を受けまして、何よりも私たちが考えなきゃいけないのは、やはり地元の住民の方、県民の方に不安を与えたり、これ以上迷惑をかけたり、こういったことは絶対あってはいけないということを、県も市町村も、ここにかかわるすべての人が、そのことに十分留意しながら対処をしていくべきだというふうに考えております。それをまず第一にやるのが一番必要だと。確かにそれぞれの立場で意見がきのうも出ております。個々にあだこうだと、いろんな意見が今までも出てきております。いろいろ意見はありますけど、そういったものを踏まえた上で、これを進めるためにはどうしたらいいのか、一日も早く安全な施設にするためにはどうしたらいいのか、そういう認識、意識を関係する人たちはちゃんと持つべきだと。その上でやっていかないと、また同じような、あるいは無責任なことになってしまう。それだけはぜひ避けていただく必要がある。その認識をトップの方も持ってこの対応に当

たっていくということが必要だというふうに考えております。いろいろ意見はございます。その辺を踏まえて対応していきたいというふうに思っています。

○満行委員 部長がおっしゃるとおりだと思います。でも、おっしゃるように言いたい放題ですよ。当事者なのに、みんな、おれじゃない、おれじゃないという感じで、今まで県がリーダーシップをとってやってきた結果がこうなんです。ですから、今回こそ県のリーダーシップでこの施設は早く安全性を確保すると、そういったことをもう一回部長お願いします。県のリーダーシップ、県が主導する。

○高柳環境森林部長 今まで、一刻も早くということで、県がリーダーシップをとってきたつもりでおります。私たちはとにかく先ほど言いましたような基本姿勢でやっていかなくちゃいけないと思っております。ただ、これについては、確かに、報告書という形で、きのう、責任の問題というのがはっきり外部調査委員会で作られましたので、この報告書の中身も十分精査して、今後法的にやっていかなくちゃいけない部分とかそこ辺のところは、十分この報告書を踏まえた上で対応をしていきたいというふうに思っております。私どもも一生懸命読みましたけれども、今から関係部あるいは上とも十分協議をして、そこ辺も踏まえて、先ほどの基本姿勢になるように、持っていけるようにやっていきたいというふうに思っております。

○満行委員 最後に1つ。上司とおっしゃったけど、知事、副知事とは、きのう、きょうお会いしてこの説明はされていますか。

○高柳環境森林部長 きのう、委員長含め各委員の方から直接知事にこの報告書が手渡されております。私どもも、副知事とも知事ともきの

う会って、今後の対応についてそういう方向で検討するというので話はいたしております。知事は、きのう、委員から直接報告を受けられたということ。です。

○満行委員 部長は、何か指示があったんですか、知事から。それと、部長から知事には特別何か問題提起とかされましたか。

○高柳環境森林部長 私から知事に直接きのうの時点ではレクはいたしておりません。副知事とは、連絡調整会議を一緒にしておりますので、話はいたしております。

○坂口委員 今言われたとおりでと思うんです。きょうの報告書についてさっきちょっと質問したんですけど、そこから外れるというか、一刻も早くやらないといけないというところで、これは商法での契約ではなくて公契約ですね。公契約だから発注者側がいろんなことを介入していった。確認して行って、結果的に公契約の最終的な責任というのは、完成検査をやって合格させたら何日以内に受け取らなきゃいけない。完成検査で合格させた時点で、それはあなたのところには責任はないということで受け取りなんです。そのところの責任が公社には物すごく大きいものが出てくると思うんです。それに対して、受け取ったけどちょっと違うじゃないかというのは、瑕疵を証明しなきゃだめなんです。この瑕疵証明というのは10年戦争になると思うんです。だから、今言われるのはそこだと思うんですけど、県が代行してでもとにかく、最初の方針がそうだったですね、後からということで、これは今後分離して行って、どうやって建設するんだというところに一つは入って行って、金の責任は、とりあえずは県が持つという、この前の債務保証なりですね。後、分離していかないと、これによって責任を明確に

するというんじゃ間尺に合わないと思うんです。この次の委員会はそこらかなと思ったんです。これは受け取ったこと自体、公社の取引が公契約となっていれば、すべて公社の責任ですよ。それを健全に運営して行って目的を達成して県民にサービスを提供していく。あと、おれの責任じゃないよというためには、公社が瑕疵を立証していかなきゃだめだけど、これは物すごく難しい行為になると思うんです。当時の瑕疵に対して証拠の採用になるものの立証ですか。今はだんだん明確になってき出したですよ。それだけでなく、発注者側がちょっとでも工事に介入をしていった時点で、それはすべて公契約なんです。検査をしたということは。民法でいけば、契約した後は、完成日まで、納期の日までは一切発注者は口出ししなきゃならんわけです。そこで問題点があれば受け取りを拒否すればいいだけのことで。だから、これは言われるように分離していかないと、この議論をやって各市町村が納得したり、責任の所在が明確になるまでなんて言っていたら間尺に合わないから、今回は県の英断が要ると思うんです。瑕疵が立証できなかつたら、それは県が責任持つよというぐらいの英断をやらないと、この金は確保できないと思うんです。瑕疵は100%立証できないと考えたほうがいいと思うんですけど、そこらに対しての腹構えをちょっと持たれたほうがいいかなと。

○高柳環境森林部長 今おっしゃるとおり、先ほど言いましたように、地元に不安を与えない、工事を一刻も早くやるということが大前提だと思います。ですから、費用負担の問題を待ってやるというのは、現実的には難しいし、不可能だと思うんです。今おっしゃいますように、検

査員が検査をして、一定期間に目的物引き渡しを受ける。そういう行為をやっておりますので、瑕疵担保責任ということでどこまでどういうふうにできるかということについては、専門家と協議しながら進めていかないと難しいと思っていますし、時間もかかるとも思っております。おっしゃるように、そこ辺のところは、どこがどういうふう負担してやっていくか、とにかく工事をおくらせるわけにはいきませんので、後の議論については早急に県、関係市町村、公社と十分話し合っ進めていきたいというふうに思っております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

委員のほうではないようですが、それでは、委員外議員で武井議員。

○武井議員 御質問いたします。武井俊輔でございます。委員会ですので、簡潔に2点だけ御質問させていただきます。

2ページの第3の3ですけれども、予算執行における意思形成過程の検証という部分があるかと思うんですが、私、これを見て大変驚いたんですけれども、「いつ、だれが、どのような理由で浸出水調整池を補強しようとし、また、それを回議し、最終的にだれがその施工を許可したのか確認することができない」というふうに書いてあるんですが、本来この外部調査委員会の大きなエッセンスの一つではないかと思うんですが、これがなぜできなかったのか、こんな大事なことがわからないというのは、全くもって理解できないんですが、なぜできなかったのかお聞かせください。

○大坪施設調査対策監 これについては詳細に調査をいたしました。外部調査委員会として調査をいたしましたけれども、ここの部分に関する決裁の伺書が現在存在していないということ

であります。したがって、どういうふうな理由で変更工事がされたのか、あるいはだれがそれを最終的に意思決定したのか、そういうのは外部調査委員会として判断することができなかったということでもあります。事実をそのままにここで述べているということでもあります。こういうものも総じて受けまして、昨日、外部調査委員会の委員長のほうから、非常に公社の書類管理といいますか、あるいはそういう意思形成過程が不十分だったんじゃないかということで、そういうものに関して大変びっくりしたというふうな印象を語られたところでございます。

○武井議員 書類がなかったということは、全部見ればわかるんですが、当然、いつ、だれがということいろいろヒアリングもしているわけですね。ということは、ヒアリングに対してだれかが誠実な対応をしていない、ないしはうそをついていると。つまり、みんながちゃんと誠実に対応すれば、だれがやったとか、どういう判断だったというのは、仮に書類がなくてもわかるはずだと思うんですが、そういった意味で、実際にヒアリングにどのような形で臨まれたのか、また、受けた側がどのような形でしっかり答えるといった枠組みがあったのか、非常に疑問なんです、そのあたりいかがでしょうか。

○大坪施設調査対策監 その問題に関しましては、本文のほうに、どんなふうな調査をしたということは載っていますので、114ページ、115ページあたりになりますけれども、ごらんをいただきたいというふうに思います。

特に、114ページの事実聴取の中で、それぞれの立場にあった方に具体的に話を聞いていただいて、それぞれどんなふうな説明があったのかということ整理いたしております。そして、115

ページに、検証ということで、そういうものを総合しまして、外部調査委員会として、この問題についてどんなふうな判断をするということをもとめております。アとして、書類により次のことが明らかだということで、a、b、cというふうに記載しています。イとして、事実聴取によるとどういうことが明らかだということで、a、116ページにb、c、dというふうに記載しています、そういうことを踏まえまして、外部調査委員会としては、以上のようにということですが、すけれども、「公社では、早急な補強工事的必要性については、職位にかかわらず認識が一致していたものの、浸出水調整池の沈下の原因が明確でない事情から、その場をしのごうとする対応に終始し、公社にとって対外的に不利になりかねない文書を決裁を受けることなく担当者名で施行するなど、その対応は不相当である」というふうな判断がされているところでございます。

○武井議員 わかりました。次に移ります。あと1点だけ御質問いたしますが、先ほど外山三博委員、満行委員からもありましたけれども、いろんな協議の中で、先日、宮崎市長と西都市長が知事のところに来たというような話もありまして、そのときに、囲みの中で宮崎市長が手紙を出したみたいな話があったりして、大変驚いたんですけれども、そういった意味で、これからのさまざまな協議の中で県と市町村の意思疎通というものは非常に不可欠であると思うんですが、そういった報道を見ても非常に不安に感じるんですけれども、意思疎通、なにか高柳部長と津村宮崎市長の間には、これからこの問題について話し合いをする、何と申しますか、信頼関係といいますか、きっちり話ができる状況というのがあるのかということについて

大変不安に感じたんですけれども、部長の見解を求めます。

○高柳環境森林部長 内容にもよると思うんですが、これは、いろいろ進めていく上では、当然、担当課での事務調整なり、物によっては部長段階あるいは副市長、次長段階とか、いろいろございます。今、各市町村、公社との意思疎通、連携を図るために連絡調整会議というのが設けられております。副知事が座長を務めて、関係市町村長さんと意見を交換する場がございますので、その中で意見交換がされるようなシステムになっています。私も必要があれば、宮崎市に限らず、各市町村長さんなり、担当部長さん、それぞれお話をしていくことについては必要ですし、そういう姿勢は当たり前、当然だと思っております。おっしゃるような話については私もよく存じ上げませんが、基本的には、お互いが先ほどみたいな姿勢でやっていかないとこの問題は解決しないというふうに思っておりますので、当然そういう姿勢はございます。持っております。

○野辺委員 もう一度お尋ねしたいんですが、このままいくと責任の所在があいまいになって終わってしまうような気がするんです。もちろん復旧は急いでやる必要があるんですが、やはり瑕疵があった以上、何がしかの損害賠償とかそういうものはやるべきだと考えるんです。例えば、倒産したら、破産管財人という形で弁護士あたりが中心になって処理していくという方法もありますね。今回は原因調査の委員会だったと思うんですが、これに基づいて、踏み込んだ形で、適当でないかもしれませんが、例えば損害賠償等検討委員会という、そういう専門家に依頼をしないと、公社も絡んでおることだから、実際できるんですか。そういう考えは今後

出てこないんでしょうか。

○高柳環境森林部長 損害賠償請求につきましては、請求権者というのが、公社と業者の契約がございまして、その契約に基づいて請求をしていくということになります。委員おっしゃいますように、これは非常に専門的ですし、かなり深く個々の事象に踏み込んでいかないとなかなか難しいことですので、弁護士にお願いをしてそういうことを進めていかないと難しいというふうに思っております。公社のほうでもそういうようなことは考えておるようでございます。

○福田議員 地元でありますから、一言お尋ねしたいんですが、実は、本来ならば、三セクの効率的な面が非常に光る事業であるべきであったと思うんですが、悪い面が一挙に出てきたんですね、今度。この事件が勃発しましてちょうど1年余であります、その間、地元の首長さんとお話をする機会がございました。その時点でちょっと私、感じたんですが、公社ということをよくおっしゃいますが、この公社、公益法人は、イコール県と市町村なんですね。この認識がお互いまだ薄かったのかなと。これが問題の解決を長引かせていると考えまして、私は昨年の議会でも質問申し上げましたが、ぜひバリアを取り払ってトップ会談を時間をかけてやってほしい。でないと解決しないと。そういうふうに私は、各市長や町長のお話を直接聞いて感じました。

そして、理事会の出席表を見ましても、経済団体からいろんなメンバーが入っていますが、出席率が悪い。これは当事者としての感覚がないんですよ。県のあるいは市町村の要請に基づいて出資をした、理事に就任したという感覚でありますから、これは当然だと思います。であ

りますから、この出席から見ましても、公社イコール県と市町村だと。一心同体という気持ちでこの処理を進めていただかないと進まない。ぜひ県と市町村のトップ会談をやっていただきたい。地元としましてこのようにお願いをしておきたいと思います。

○前屋敷議員 時間もありませんので、まとめて御質問したいと思いますが、今回、外部調査委員会の報告が出されましたけど、私は、本来は、公社が自浄能力をもって説明をしていかなければならなかった問題じゃないかというふうに思うんです。それができなかったことは非常に残念でならないところなんです。調査委員会の報告がきのう知事になされたということですが、この報告の内容は公社のほうにどういうふうに伝えられているのか。もう既に伝わっているのか。今後これに基づいて公社がどういうふうに新たな説明を図っていくのか。そして、その責任問題に及びますけど、私は、県そのものが責任を負う立場であるというふうに認識しておりますけれども、責任の所在も含めてそこがはっきりしなければ、修理費用その他の負担については、各自治体では今後問題が生じていくだろうというふうに思いますので、今後のその辺の見通しあたりを聞かせていただければと思います。

○大坪施設調査対策監 昨日13時から第4回の外部調査委員会が行われまして、この最終報告が決定されたんですけれども、その際に、公社の理事長と職員の方、数名傍聴されておりました。ですから、外部調査委員会の審議の様子もよく理解をされたというふうに思います。その後、4時から連絡調整会議ということで、関係します11市町村と公社の理事長に入ってくださいまして、最終報告の内容について、外部調査

委員会の委員長のほうから詳細に説明がございました。したがって、公社のほうでも昨日の内容については十分理解をされているというふうに思います。

昨日の連絡調整会議の中で、公社の理事長から、今後どんなふうに公社として進めたいというお話もございました。今回の外部調査委員会の最終報告を十分に読んで、理解をして、公社としてしっかりと対応を進めますと。具体的には、補強工事をしっかりと進めますということ。それから2点目は、いろんな責任の問題があります。損害賠償請求の問題等もありますので、そこら辺は専門家とも相談しながらきちんと進めますということ。それから3点目は、公社の組織改革の話です。やはり信頼される公社として再出発を図りたいということで、理事会、評議員会、事務局体制を含めて、どんなふうにするればいいのかということをしかりと議論して、対応策を示したいというふうな説明がございました。

○宮原委員長 ほかにはございませんか。ほかにはないようですね。

それぞれ意見が出ましたが、要は、宮崎市民を中心にこの周辺の方々であったり、また県民から、早期の施設の機能の回復を図ってほしいということがまず一番だというふうに、それぞれの委員から出ました。責任の追及ということもあるんですが、責任の追及で責任のほうに余り先に行ってしまうと何だという話になりますので、やはり県民から信頼される施設にするためには、早急な改修を行い、そして、同時に責任の追及をどんどん進めていくということではないと——県民の信頼を回復するということが一番大事なことかというふうに思いますので、時間をかけて調査報告書をまとめていただいて、

これをもとに、なるべく早急に機能の回復と原因の究明、そして、それぞれの責任もきちっと明確にさせていただけることが、県民が望んでいることかというふうに思います。そこを部長のほうから決意がありましたので、それを踏まえてしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして終了させていただきます。
執行部の皆様は御苦勞さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午後0時3分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。御苦勞さまでした。

午後0時4分閉会